

秋田県告示第148号

秋田県総合生活文化会館条例（平成元年秋田県条例第10号）第12条第2項の規定により、次のとおり秋田県総合生活文化会館の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県総合生活文化会館の使用に係る利用料金は、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 施設利用料

(1) 音楽ホール、練習室及び音楽研修室

区分			利用料金の額				
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき	
音楽ホール	入場料を徴収しない場合又は入場料1人当たりの最高額が1,500円以下の場合	平日	24,000円	33,700円	57,700円	9,700円	
		土曜日・日曜日・休日	32,400円	45,400円	77,800円	13,000円	
	入場料1人当たりの最高額が1,501円以上の場合	平日	40,400円	57,200円	97,600円	16,700円	
		土曜日・日曜日・休日	56,900円	80,600円	137,500円	23,600円	
第一練習室	公演、音楽発表会その他練習以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合又は入場料1人当たりの最高額が1,500円以下の場合	平日	4,600円	6,500円	11,100円	1,800円
		土曜日・日曜日・休日	5,400円	7,400円	12,800円	2,100円	
	入場料1人当たりの最高額が1,501円以上の場合	平日	8,400円	11,900円	20,300円	3,300円	
		土曜日・日曜日・休日	10,000円	14,200円	24,200円	4,000円	
	練習に使用する場合			1時間につき		580円	
第二練習室			1時間につき		420円		
第三練習室			1時間につき		290円		
音楽研修室			1時間につき		1,000円		

備考

- 音楽ホール若しくは第一練習室の使用において午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき若しくは当該時間に1時間未満の端数があるとき又は第二練習室、第三練習室若しくは音楽研修室の使用において使用時間が1時間未満であるとき若しくは当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。
- この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、音楽ホール又は第一練習室の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

- 4 使用者が入場料を徴収しない場合又は1,500円以下の入場料を徴収する場合で、営業その他これに類する目的をもって音楽ホール又は第一練習室を使用するときは、入場料1人当たりの最高額が1,501円以上の場合の利用料金を徴収する。
- 5 音楽ホールを練習又は準備のために使用する場合の利用料金の額は、入場料を徴収しない場合又は入場料1人当たりの最高額が1,500円以下の場合の額に0.5を乗じて得た額とする。
- 6 前号の規定にかかわらず、音楽ホールをパイプオルガンの練習のために使用するときは、利用料金は、徴収しない。

(2) 美術展示ホール

区分		使用の単位	利用料金の額	使用の単位	利用料金の額
第一展示室	全室	1日につき	18,700円	1時間につき	1,900円
	A		14,200円		1,400円
	B		5,800円		600円
第二展示室			12,800円		1,300円
第一展示室及び第二展示室			29,300円		2,900円
第三展示室	全区画		12,800円		1,300円
	4分の3区画		9,500円		1,000円
	4分の2区画		6,500円		700円
	4分の1区画		3,400円		300円

備考

- 1 この表において「1時間につき」とは、秋田県総合文化会館条例施行規則に定める使用時間を超過する時間に係るものとし、その時間が1時間未満であるとき又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。
- 2 使用者が営業その他これに類する目的をもって使用する時の利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

(3) 研修室

区分	利用料金の額			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき
全区画	18,100円	24,000円	42,100円	5,900円
4分の3区画	13,500円	18,100円	31,600円	4,500円
4分の2区画	9,200円	12,100円	21,300円	3,000円
4分の1区画	4,600円	6,000円	10,600円	1,600円

備考

- 1 午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。

- 2 使用者が入場料（使用者が、いずれの名義であるかを問わず、研修室の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

(4) 多目的ホール

区分		利用料金の額			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき
全ホール	平日	18,400円	24,000円	42,400円	6,400円
	土曜日・日曜日・休日	21,200円	28,400円	49,600円	7,200円
ホールA	平日	9,200円	12,000円	21,200円	3,200円
	土曜日・日曜日・休日	10,600円	14,200円	24,800円	3,600円
ホールB	平日	4,600円	6,000円	10,600円	1,600円
	土曜日・日曜日・休日	5,300円	7,100円	12,400円	1,800円
ホールC	平日	4,600円	6,000円	10,600円	1,600円
	土曜日・日曜日・休日	5,300円	7,100円	12,400円	1,800円

備考

- 午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 使用者が入場料（使用者が、いずれの名義であるかを問わず、ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

(5) イベント広場

区分		利用料金の額			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき
全区画	平日	14,200円	19,000円	33,200円	4,800円
	土曜日・日曜日・休日	17,000円	22,600円	39,600円	5,800円
2分の1区画	平日	7,100円	9,500円	16,600円	2,400円
	土曜日・日曜日・休日	8,500円	11,300円	19,800円	2,900円

備考

- 午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 使用者が営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗

じて得た額とする。

2 設備利用料

(1) 音楽ホール及び練習室

区分			使用の単位	利用料金の額
音楽ホール	楽器	パイプオルガン	1台1回につき	23,300円
		グランドピアノ (フルコンサート用・外国製)		11,600円
		グランドピアノ (フルコンサート用・日本製)		5,800円
	音響設備		一式1回につき	2,400円
	照明設備		一式1回につき	4,700円
第一練習室	映写設備	16ミリ用映写機	一式1回につき	3,500円
		スライド用映写機		1,100円
	舞台設備	所作台	一式1回につき	5,200円
		平台	一式1回につき	2,400円
		松羽目	一式1回につき	1,100円
		竹羽目	一式1回につき	1,600円
金びょうぶ		1双1回につき	1,100円	
一文字幕	1枚1回につき	1,100円		
第三練習室	音響設備		一式1回につき	1,100円
	照明設備	サスペンションライト	一式1回につき	1,100円
	舞台設備	可動ステージ	一式1回につき	2,400円
音楽ホール・第一練習室共通	楽器	チェンバロ	1台1回につき	820円

(2) 美術展示ホール、研修室、多目的ホール及びイベント広場

区分	使用の単位	利用料金の額
拡声装置	一式1回につき	1,100円
スライド用映写機		580円
オーバーヘッドプロジェクター		580円
ビデオテープレコーダー		580円
のぞきケース		580円
四面ガラスケース		580円